

千早赤阪村の給与・定員管理等について（令和5年度版）

1 総括

（1）人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (令和5年1月1日)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B)／(A)	(参考)令和4年度 の人件費率
令和4年度	人 4,894	千円 4,120,003	千円 77,083	千円 766,151	% 18.6	% 23.2

（注） 人件費には、特別職に支給される給料・報酬などを含んでいます。

（2）職員給与費の状況（普通会計決算）

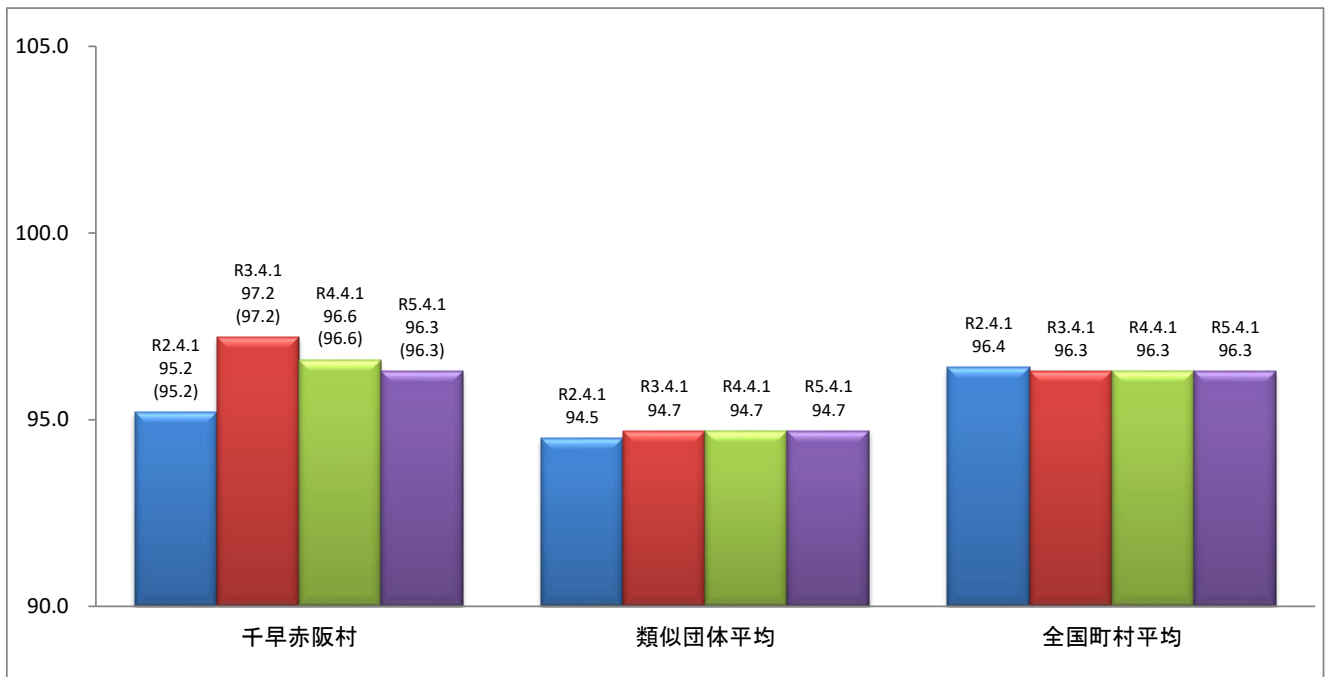
区 分	職員数	給 与 費				(参考)一人当たり 給与費 (B)／(A)	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
	(A)	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和4年度	人 75	千円 283,271	千円 69,920	千円 111,146	千円 464,337	千円 6,191	千円 5,369

（注） 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、令和4年4月1日現在の「給与実態調査」における普通会計の人数である。

3 給与費については、再任用（短時間職員含む）、任期付（短時間職員含む）の給与も含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

（3）ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



（注） 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 ()書きの数值は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給料水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)／(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和5年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べて1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善見込

若手職員の比率が低くなったことによる。年齢層バランスの取れた人材採用を図る。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日
（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ引下げ。
激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。
他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準6%に対し、千早赤阪村においても6%を支給。

（実施時期）平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を上げることとし、平成27年4月1日時点は4%、
給与改定後は平成27年4月に遡及し5%、平成28年4月1日から6%を支給。

（参考）

	平成27年度の支給割合		平成28年度 の支給割合	平成29年度 の支給割合	平成30年度 の支給割合	令和元年度 の支給割合	令和2年度 の支給割合	令和3年度 の支給割合
	4月1日時点	遡及改定後						
国基準による 支給割合	4%	5%	6%	6%	6%	6%	6%	6%
千早赤阪村の 支給割合	4%	5%	6%	6%	6%	6%	6%	6%

③その他の見直し内容

国に準じて住居手当の見直しを実施（令和2年4月1日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和5年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
千早赤阪村	41.7 歳	300,466 円	474,979 円	411,091 円
大阪府	41.1 歳	313,007 円	425,774 円	371,089 円
国	42.4 歳	322,487 円	-	404,015 円
類似団体	41.0 歳	292,377 円	344,598 円	319,247 円

②税務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
千早赤阪村	39.1 歳	296,250 円	558,981 円	407,390 円
国	42.0 歳	352,263 円	-	428,330 円
類似団体	38.9 歳	281,290 円	341,551 円	306,004 円

③福祉職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
千早赤阪村	46.5 歳	312,700 円	435,672 円	352,662 円
国	44.2 歳	337,885 円	－	387,943 円
類似団体	39.8 歳	268,633 円	299,586 円	281,639 円

④看護・保健職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
千早赤阪村	43.6 歳	285,800 円	366,979 円	340,948 円
国	47.8 歳	321,176 円	－	360,574 円
類似団体	43.8 歳	298,815 円	342,929 円	314,699 円

⑤教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
千早赤阪村	47.7 歳	397,600 円	499,501 円
大阪府	39.2 歳	341,768 円	417,215 円
類似団体	39.6 歳	269,977 円	297,994 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成31年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
- また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		千早赤阪村	大阪府	国
一般行政職	大 学 卒	196,200 円	190,300 円	196,200 円
	高 校 卒	166,600 円	157,500 円	166,600 円

※ 税務職、福祉職、看護・保健職・教育職についても千早赤阪村における初任給の状況は同様です。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和5年4月1日現在）

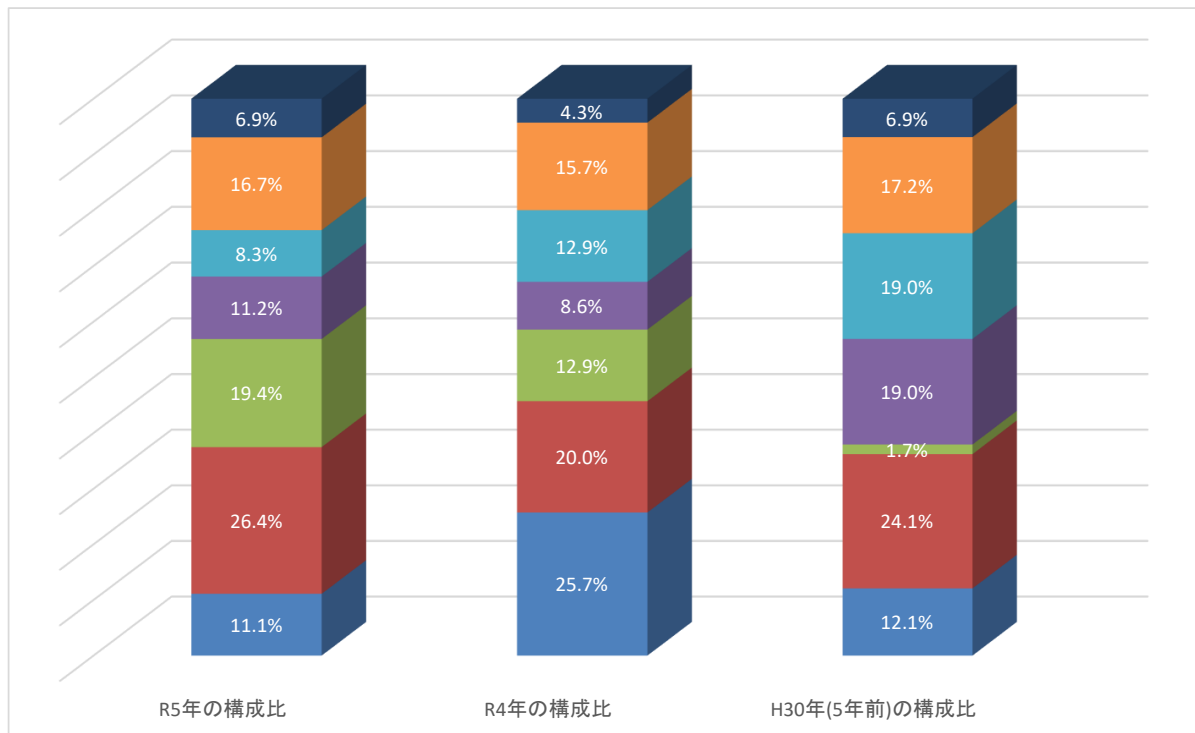
区 分		7年以上～ 10年未満	15年以上～ 20年未満	20年以上～ 25年未満	25年以上～ 30年未満
一般行政職	大 学 卒	237,186 円	260,050 円	364,500 円	399,225 円
	短 大 卒	－ 円	240,700 円	－ 円	381,650 円
	高 校 卒	－ 円	275,350 円	－ 円	－ 円
税務職	大 学 卒	250,300 円	－ 円	372,100 円	383,250 円
	短 大 卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円
	高 校 卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円
福祉職	大 学 卒	－ 円	－ 円	312,700 円	－ 円
	短 大 卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円
	高 校 卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円
看護・保健職	大 学 卒	－ 円	－ 円	302,200 円	－ 円
	短 大 卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円
	高 校 卒	－ 円	－ 円	241,700 円	－ 円
教育職	大 学 卒	－ 円	392,600 円	－ 円	402,600 円
	短 大 卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円
	高 校 卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

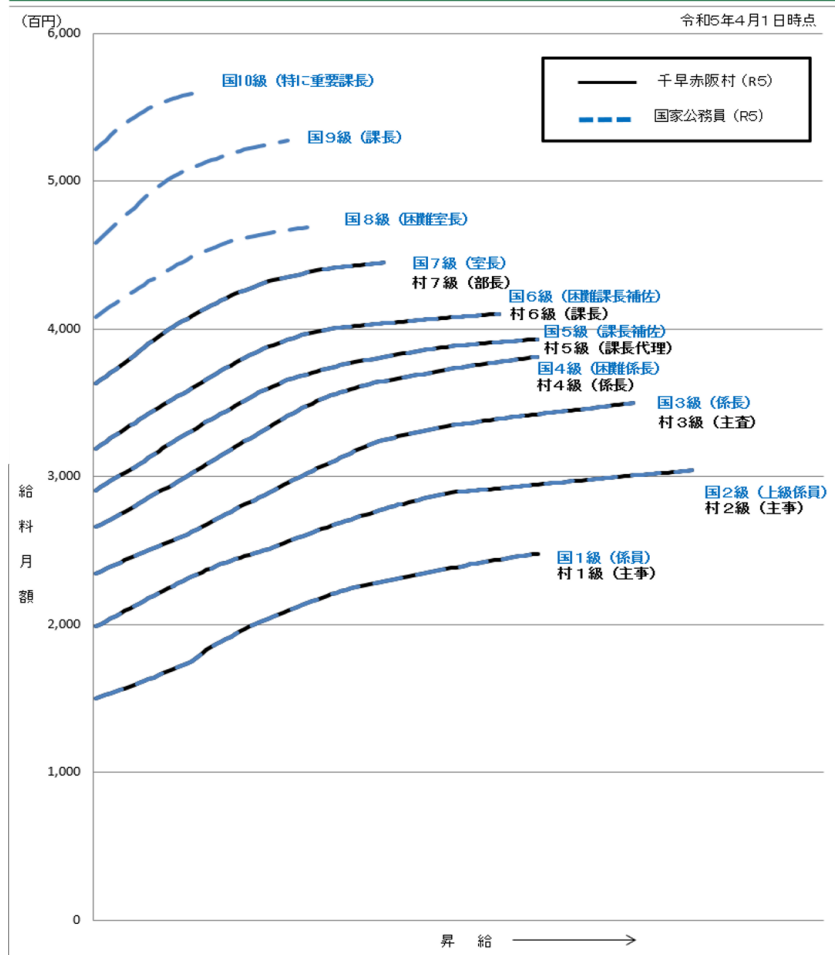
(1) 一般行政職の級別職員数の状況（令和5年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事、技師、主事補、技師補	8 人	11.1 %
2 級	主事、技師	19 人	26.4 %
3 級	主査	14 人	19.4 %
4 級	係長、主査	8 人	11.2 %
5 級	課長代理	6 人	8.3 %
6 級	課長、参事	12 人	16.7 %
7 級	部長、理事	5 人	6.9 %

- (注) 1 千早赤阪村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和5年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（千早赤阪村）

令和5年4月2日から令和6年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当（令和4年度決算）

千早赤阪村	大阪府	国
1人当たり平均支給額 1,355 千円	1人当たり平均支給額 1,650 千円	—
(支給割合) 期末手当 2.4 月分 (1.35)月分 勤勉手当 2.0 月分 (0.95)月分	(支給割合) 期末手当 2.4 月分 (1.35)月分 勤勉手当 2.0 月分 (0.95)月分	(支給割合) 期末手当 2.4 月分 (1.35)月分 勤勉手当 2.0 月分 (0.95)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（千早赤阪村）

令和5年4月2日から令和6年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和5年4月1日現在）

千早赤阪村			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)	
1人当たり平均支給額	6,507 千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（令和5年4月1日現在）

支給実績(令和4年度決算)			18,702 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)			223 千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
全地域	6 %	84 人	6 %

(4) 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

支給実績(令和4年度決算)			5 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)			1,000 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合			1.1 %	
手当の種類(手当数)			2	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和4年度決算)	左記職員に対する 支給単価
伝染病防疫作業従事手当	作業従事職員	伝染病防疫作業	0 千円	日額 1,000円以内
犬・猫死体処理作業従事手当	作業従事職員	犬・猫死体処理作業	5 千円	1件あたり 1,000円以内

(5) 時間外勤務手当

支給実績	(令和3年度)	18,524 千円
職員1人当たり平均支給年額	(令和3年度)	285 千円
支給実績	(令和4年度)	18,809 千円
職員1人当たり平均支給年額	(令和4年度)	294 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(年度決算)」と同じ年度の3月31日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和5年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 令和4年度決算	支給職員1人当たり 平均支給年額 令和4年度決算
扶養手当	配偶者 月額6,500円 子 10,000円 (年度末年齢16歳から22歳までは5,000円加算) 父母 6,500円	同	-	10,285 千円	264 千円
住居手当	借家で家賃を月額12,000円を超える額を支払っている者を対象に月額27,000円を限度として支給	同	-	4,326 千円	333 千円
通勤手当	交通機関利用者 最高支給額55,000円 自動車など交通用具利用者(2km未満は特に承認した者) 2km未満 0円 2～5km 2,000円 5～10km 4,200円 10～15km 7,100円 15～20km 10,000円 20～25km 12,900円 25～30km 15,800円 30～35km 18,700円 35～40km 21,600円 40～45km 24,400円 45～50km 26,200円 50～55km 28,000円 55～60km 29,800円 60km以上 31,600円	同	-	6,958 千円	93 千円
管理職手当	理事 55,000円 課長・参事 45,000円 課長代理 38,000円	異	-	14,760 千円	527 千円

5 特別職の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料 報 酬	村長	750,000 円	(参考)類似団体における最高／最低額	
	副村長	650,000 円	810,000 円／	457,500 円
	議長	350,000 円	650,000 円／	440,000 円
	副議長	320,000 円	360,000 円／	140,000 円
	議員	300,000 円	320,000 円／	115,000 円
期 末 手 当	村長	(令和4年度支給割合)		
	副村長	4.4	月分	
	議長	(令和4年度支給割合)		
	副議長 議員	4.4	月分	
退 職 手 当	村長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副村長	給料月額×40/100×在職月数	14,400,000 円	任期ごと
	備 考	給料月額×25/100×在職月数	7,800,000 円	任期ごと

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

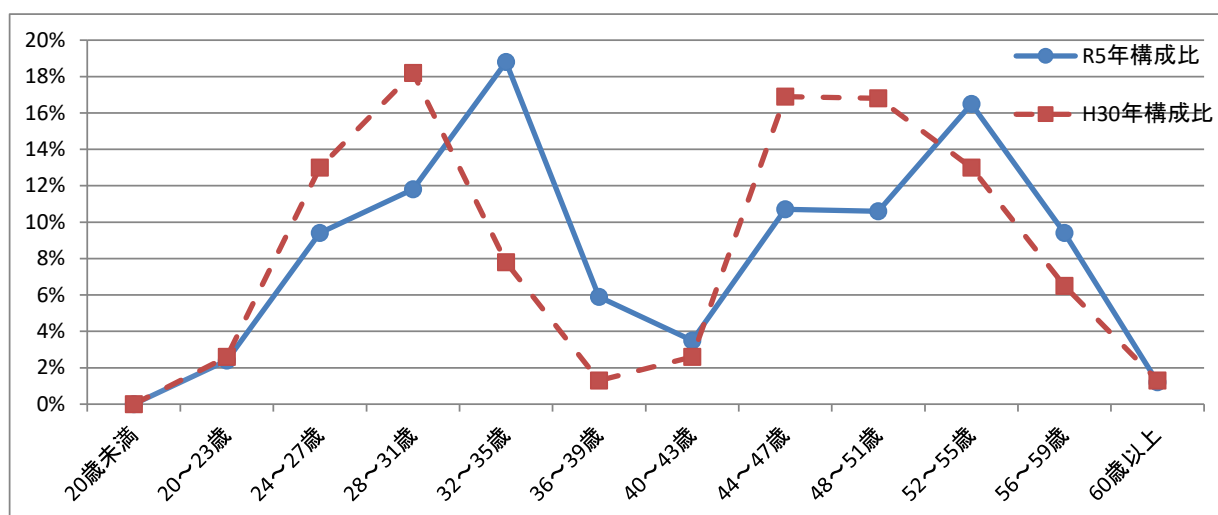
(各年4月1日現在)

区 分 部 門			職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
			令和4年	令和5年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	1	1	0	退職及び配置変更による減
		総 務	30	28	▲ 2	
		税 務	6	6	0	
		民 生	6	7	1	配置変更による増
		衛 生	9	8	▲ 1	退職による減
		農林水産	4	5	1	新規事業による増
		商 工 土 木	2 9	2 8	0 ▲ 1	退職による減
	計	67	65	▲ 2	<参考> 人口10,000人当たり職員数 126.46 人	
	教育部門	8	10	2	欠員補填による増	
	小 計	75	75	0	<参考> 人口10,000人当たり職員数 145.91 人	
公 営 企 業 等 会 計 部 門	水 道	0	0	0		
	下水道	1	1	0		
	その他	9	9	0		
	小 計	10	10	0		
合 計			85 {99}	85 {99}	0	<参考> 人口10,000人当たり職員数 165.37 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数であり、教育長を除く。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和5年4月1日現在）



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	0人	2人	8人	10人	16人	5人	3人	9人	9人	14人	8人	1人	85人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門別 \ 年度	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	過去5年間の増減数 (率)
一般行政	58	61	67	64	67	65	7 (12.1 %)
教育	10	12	11	10	8	10	0 (0.0 %)
普通会計計	68	73	78	74	75	75	7 (10.3 %)
公営企業等会計計	9	8	11	9	10	10	1 (11.1 %)
総合計	77	81	89	83	85	85	8 (10.4 %)